

平成21年3月30日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年6月5日付け高出第9号，高介第71号，高企第19号，高人第55号および高秘第17号，同月6日付け高財第33号，同月21日付け高出第10号，高介第91号，高財第35号，高企第23号，高人第74号および高秘第20号ならびに同月22日付け高庶第54号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

これらの事案は，論点および処分内容が共通することから，一括して答申するものです。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高出第9号，高介第71号，高財第33号，高企第19号，高人第55号および高秘第17号の諮問に係るもの】

- (1) 高松さんさん荘に関する百条委員会に提出した一切の文書その他の資料
- (2) 高松さんさん荘を巡る贈収賄事件に関して押収された際の押収品目録

(返還された年月日の分かる資料を含む。)

平成18年5月11日：請求人からの公開請求を受付

平成18年5月17日（高企第19号の諮問に係るもの）

平成18年5月18日（高介第71号および高人第55号の諮問に係るもの）

平成18年5月19日（高出第9号の諮問に係るもの）

平成18年5月22日（高秘第17号の諮問に係るもの）

平成18年5月24日（高財第33号の諮問に係るもの）

：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定

平成18年5月29日：請求人からの異議申立書を受付

【高出第10号，高介第91号，高財第35号，高企第23号，高人第74号，高秘第20号および高庶第54号の諮問に係るもの】

(1) 高松さんさん荘を巡る贈収賄事件関連の高松市議会の百条委員会で審議のために議員に配布した文書のうち高松市職員が回収した文書の全部

平成18年5月16日：請求人からの公開請求を受付

平成18年5月25日（高財第35号の諮問に係るもの）

平成18年5月26日（高介第91号，高企第23号および高庶第54号の諮問に係るもの）

平成18年5月29日（高出第10号および高秘第20号の諮問に係るもの）

平成18年5月30日（高人第74号の諮問に係るもの）

：実施機関が一部公開の決定

平成18年6月12日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件対象行政文書は、特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」に係る贈収賄事件に関連して、捜査当局により書類を押収された際に、刑事訴訟法の規定に基づき交付等された押収品目録交付書、任意提出書および所有権放棄書である。

- (1) 押収品目録交付書作成者の所属、職氏名および印影について

刑事訴訟法53条の2において、訴訟に関する書類および押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）は適用しない旨規定している。これは、訴訟に関する書類および押収物については、刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであることが主な理由である。本件においては、いわゆる「高松さんさん荘事件」の重要性から、どのような書類が押収されたかを市民に説明する必要があると実施機関が判断し、そのリストについては公開した。しかしながら、その作成者の所属、職、氏名および印影については、前記の法の趣旨から、公開により事務事業に支障をき

たすことを理由に非公開とした。また、香川県情報公開条例7条1号ウおよび同条例施行規則（香川県公安委員会規則）4条では、公開すると権利利益を不当に害するおそれがあるとして、警部補以下の階級にある警察官の職、氏名を公開しないことと規定している。

このため、本件の非公開部分においては、条例7条5号の規定により、公開することにより今後の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることはもとより、作成者が警部補以下の階級にあたる警察官であれば、同条6号に規定する法令等の定めるところにより公にすることができない情報にあたるため、非公開が相当である。

- (2) 押収品目録交付書に添付されている任意提出書および所有権放棄書に署名・捺印した市職員の住所、電話番号、年齢および拇印について

条例7条1号において、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを公開義務から除外する旨規定されている。本件で非公開とした市職員の住所、電話番号、年齢および拇印については、同規定の、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもので、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものにあたるため、非公開が相当である。

- (3) 押収品目録に記載された、元助役名義の金融機関情報、証券、会員証等ならびに同人以外の者の氏名および金融機関情報について

元助役名義の金融機関情報、証券、会員証等ならびに同人以外の者の氏名および金融機関情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、または、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

- (4) 押収品目録のうち、返還された年月日の分かる資料について

返還された年月日の分かる資料については、押収先から取得しておらず、また、市としても作成していないことから、当初から不存在である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

刑事訴訟法53条の2において、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しない旨規定している。これは、訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、その適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであることが理由である。

本件対象行政文書は、特定個人の被疑事件の捜査過程において刑事訴訟法の規定に基づき実施機関に交付等された押収品目録交付書およびそれに添付されていた任意提出書（写し）と所有権放棄書（写し）であり、被疑事件に関し作成されたこれらの文書は、通常、裁判所に提出される押収調書の記載事項と同一の内容が記載されているものである。よって、該当文書は同法同条に定める「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

「訴訟に関する書類及び押収物」は、総務省行政管理局編の「詳細情報公開法」によると、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（40条、47条、53条、299条等）および刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③刑事確定訴訟記録法によりその取り扱いが定められているものであり、これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としている。

ところで、憲法94条および地方自治法14条により、条例は法律の範囲

内で制定することとなっており、情報公開法41条の規定「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との規定もあわせて考慮すると、条例の解釈・適用については、情報公開法の解釈・適用の範囲内においてなされるべきである。従って、刑事訴訟法53条の2の規定「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しない。」が、前記の理由から、「訴訟に関する書類及び押収物」について情報公開法の不適用を定めている以上、条例の適用についても、その適用を認めないのが法の趣旨であると考えることが合理的である。

以上のことから、条例7条6号に規定する「法令等の定めるところにより公にすることができないとされる情報」に該当するため、実施機関が非公開とした処分は、相当である。

押収品が返還された年月日の分かる資料については、押収品が返還された際、警察より文書の交付を受けておらず、記録も作成していないことから行政文書不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年6月5日 (高出第9号, 高介第71号, 高企第19号, 高人第55号, 高秘第17号)	諮問書受理
平成18年6月6日 (高財第33号)	
平成18年6月21日 (高出第10号, 高介第91号, 高財第35号, 高企第23号, 高人第74号, 高秘第20号)	
平成18年6月22日 (高庶第54号)	
平成20年11月11日 (高庶第54号)	実施機関からの非公開理由書受理
平成20年11月12日 (高介第71号, 高介第91号, 高人第55号, 高人第74号)	
平成20年11月13日 (高出第9号, 高出第10号)	
平成20年11月26日 (高秘第17号, 高秘第20号)	
平成20年11月27日 (高財第33号, 高財第35号, 高企第19号, 高企第23号)	
平成21年1月15日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年2月23日	答申案審査
平成21年3月23日	答申案再審査
平成21年3月30日	答申